

第19次東京都消費生活対策審議会  
第3回総会  
議事録

平成18年10月13日(金)  
都庁第一本庁舎42階特別会議室A

午前10時02分開会

消費生活部長 それでは、定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中をご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

開会に先立ちまして、事務局から定足数についてご報告をさせていただきます。本審議会の委員の方々は25名で構成されております。ただいまご出席をいただいております委員の方は11名でいらっしゃいます。委任状が12通届いております。したがって、委任状を含めまして委員総数の半数以上の13名を超えておりますので、総会開会に必要な定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

それでは、松本会長、よろしく願いいたします。

松本会長 ただいま消費生活部長からご報告がありましたとおり、総会開催に必要な定足数に達しておりますので、東京都消費生活対策審議会第3回総会を開催いたします。

まず、新たに委嘱されました委員につきまして、事務局からご紹介をお願いいたします。

消費生活部長 10月5日付で新たに委嘱をさせていただきました委員の方をご紹介させていただきます。

資料1をご覧いただきたいと思います。この委員名簿に、おふた方につきまして下線がほどこしてございます。都議会議員の委員の方に異動がございまして、桜井委員、東野委員のおふた方がご退任になられまして、松原委員、藤井委員が新たに委員としてご就任なされました。本日は、ご都合によりまして、おふた方ともご欠席でございます。

以上でございます。

松本会長 次に、資料の確認につきまして、事務局からお願いいたします。

消費生活部長 誠に恐れ入りますけれども、配付資料につきましてご確認をさせていただきます。

資料1につきましては、ご覧いただきました委員名簿でございます。

次に、資料2が、「答申(案)」でございます。

資料3は、後ほどご報告させていただきますけれども、「高齢者の消費者被害防止対策強化」についての資料でございます。

用意をさせていただいておりますけれども、万一足りない資料がございましたら、誠に恐縮でございますが、お知らせをいただきたいと存じます。

以上でございます。

松本会長 よろしいでしょうか。

それでは、お手元の会議次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

まず、2の「答申案の審議」に入ります。本年5月11日の第1回総会におきまして知事から諮問を受け、齋藤委員を部会長とする部会、池本委員を小部会長とする小部会を設置し、ご審議をいただいてまいりました。そして、そこでの検討結果を部会の中間報告として、7月27日に開催されました第2回総会で審議を行うとともに、その中間報告に対して広く都民からの意見を募集いたしました。その後、総会での審議や都民意見等を踏まえて、さらに部会で審議を重ねていただきました。本日、部会から答申案についてご報告をいただきまして、ご審議の上、審議会として答申を取りまとめたいと思います。

審議の進め方として、まず、齋藤部会長から答申案についてご説明をいただきたいと存じます。本日の総会でご承認が得られましたなら、当審議会の答申として知事に提出することにいたしたいと思いますので、よろしくご審議をお願いいたします。

それでは、齋藤部会長から、「消費者被害防止のための事業者規制のあり方」についての答申案のご説明をお願いいたします。

齋藤会長代理（部会長） それでは、私から、答申の中身についてご説明を申し上げたいと思います。お手元の資料2の「答申（案）」をおめくりいただきたいと思います。

前回の総会でご承認をいただきました中間報告とそれほど大幅な内容の変更等はありません。都民意見を踏まえまして修正をした点がありますので、その点を中心にご説明したいと思いますが、再度ご審議をいただくこととなりますので、重複に当たるかもしれませんが、中間報告でご説明した内容を含めて、少しおさらいの意味も含めまして、内容についてのご説明をしたいと思います。

まず目次をお開きいただきたいと思います。全体の構成は目次をご覧になっていただくとわかると思います。序章、第1章、第2章ということで3章立てになっております。序章に書かれております内容は、今回の諮問であります事業者規制のあり方の検討をする際の、検討をしなければいけない必要性にかかわる背景事情をまとめております。条例の改正ということで考えていきますと、いわゆる立法事実にあたるどころの指摘がされているとご理解いただきたいと思います。

序章では、事業者規制のあり方についての2つの方向性がまとめられております。一つは、東京都の条例の改正。もう一つは、条例の執行及び不適正取引防止事業にかかわる東京都の事業の方向性についての中身が簡単にまとめられております。

第1章は、2つある柱の第1点ですけれども、条例の改正について、このような方向で

条例を改正したほうがいいのかということの一つの方向が示されております。

第2章につきましては、もう一つの柱ですけれども、条例の執行及び不適正取引に対する対策事業の進め方に関する新たな取組みについてのご提案を申し上げたということになっております。

それでは、中身に入っていきたいと思います。

まず、簡単におさらいをさせていただきますけれども、2ページをお開きいただきたいと思います。今回の答申をまとめる上で前提となっております背景事情は何かということですが、一つは、2ページの1の最初の括弧の内容としても書いてありますように、相談件数の急増ということです。もう1点は、悪質な手口が非常に増えているということであります。

架空請求の相談は減少しておりますので、数字の面では減っていると言えますけれども、東京都の一つの特徴として、それ以外の、いわゆる悪質な被害や相談が増えているという現状がありますので、これに対する対応が必要であるという観点から、答申のその他の内容についても前提になっているとご理解いただければと思います。

その中身を見ますと、やはり高齢者の被害が増えているということです。それから、高齢者だけではなくて、いわゆる社会的弱者に対する被害の拡大が懸念されているという現状があるということが指摘されております。

もう1点は、高齢者だけではなくて、新たな、ITを使ったものでありますとか、特に若者を中心とした従前からあるマルチ商法などの被害も相変わらずあるということについて、ここはやはり対応が必要だという観点で事実の指摘がされております。

それから、ITの利用によって2つの側面があります。情報を不適正に活用するという側面と、ITと言われている電気通信技術を使った取引による被害や相談が増えているということです。このような実態は日本全国おしなべてあるわけですが、特に東京都の地域性としまして、人口が多いということと、人の移動が激しいということもありまして、地域のコミュニティのきずなが弱いということで、「高齢者等を中心とした社会的弱者に対する見守り」という言葉を使っておりますけれども、この点の東京の弱さといえますが、そこにつけ込んで悪質な事業者の活動が多くなっているという指摘がされております。

それから、東京が若者をひきつける魅力があるということでもありますので、それは反面、被害に遭う可能性、蓋然性が高くなるということでもありますし、また、流行に敏感な若者の好奇心につけ込んだ手口も増えるということでもありますので、やはりその点は東

京都における消費者被害の特質として考えていく必要があります。

こういうことを踏まえて、次の条例改正や政策について意見を述べているということになっております。

そういたしますと、東京都の事業者規制の強化の方向性につきましては、先ほどから整理しておりますけれども、条例を改正していくという方向性、それから、事業者規制に対する事業のあり方を新しい取組みにしていこうという2つの点で意見を出すべきではないかということで議論してまいりました。

まず条例の改正ですけれども、基本的な柱は、先ほどから申し上げておりますように、件数が増えている、手口が悪質化していることを踏まえすと、いわゆる法律違反が業法犯から刑法犯へと変化してきている現状がありますので、この点に対してルールをきちんと定立し、それを守らない人に対しては適切な責任の追及を図っていくことが必要になってくるのではないかということになります。

そうしますと、ルールが現状に合っているかどうかということも再検討し直さなければいけないということで、審議会の部会では、条例で掲げられている不適正取引行為の内容について、もう一度見直しをいたしまして、やはり不十分と思われる点を新たに取り込んで条例の中に規定していくべきではないかということが意見としてまとめられております。その具体的な中身は後で申し上げたいと思います。

条例改正に当たりましては、今のような点から、新たな不適正取引の類型を追加・修正するという、それから、悪質な手口に対しては制裁を強化していくということで、いわゆる行政処分としての業務停止命令、違反者に対する刑事罰の規定の新設なども検討していく必要があるのではないかという意見になっております。それから、いわゆる不適正対策事業の方向性としましては、従前から行われております指導を中心とした行政権限の行使のあり方から処分を中心としたものに移していく必要があるのではないかということでもあります。

このような対応をとっていくことによって、特に今回の都民意見の中に幾つかあらわれておりますけれども、後ろの付属資料「部会中間報告に対する都民意見の概要」の中に、規制強化においては、適正な事業者の活動に対して萎縮的な効果を及ぼすのではないかと少し危惧するご意見を、特に事業者団体などからちょうだいしております。その点についても意見を踏まえて部会で審議をいたしました。

7ページの最後に、なお書きで追加した部分が、前回の中間報告から新たにつけ加えら

れた部分です。ここは読ませていただきます。「なお、悪質事業者に対し厳正に対応することにより、被害の防止にとどまらず、悪質事業者が市場から排除され、消費者が一層安心して事業者との関わりを持てるようになることから、市場に対する消費者の信頼を高めることにもつながる。また、このような対応により消費者が悪質事業者との取引に引き込まれる機会が減少する分、公正な競争によって事業者が消費者を獲得できる機会が増加することから、最終的には市場の活性化にも資することになる。こうした点からも、規制対策を見直し規制方針を転換することが求められる。」、こういうくだりを新たに追加いたしました。

これにつきましては、今、申しあげましたように、事業者団体からの意見もありますし、反対に、消費者団体もしくは消費者の意見としては、もう少し積極的に規制の強化を図っていくべきであるというご意見もあります。そこをいろいろ議論いたしましたけれども、やはり市場に信頼を置くという世の中の仕組みの変更を踏まえても、むしろ、このような対応をとることが、最終的には市場の信頼を確保し、活性化につながるのではないかと、こういう指摘を入れたほうがいいのではないかとということで新たに部会のほうで審議をし、7ページの最後のパラグラフを追加したということであります。

続きまして、条例改正の具体的内容であります。これも中間報告と内容はほとんど変更がありません。まず、新たに類型を掲げて、新しい不適正取引行為の類型を導入すべきであるということです。その中身は、まず、「消費者が望まない勧誘」に対する新たな不適正行為類型を掲げるということです。その中には、消費者の不適正な、いわゆる適合性原則に反するようなものも掲げておく必要があると。それから、個人情報の不適正な取扱いということもつけ加える必要があるのではないかとということであります。

このようなものを追加しますと、従前の枠組みと少し違うものを新たに導入することになりますので、条例25条の中に「消費者の自主性を害する不当勧誘行為」というものを別途設けて、この中に、今申しあげた3つの新たな不適正行為類型を入れることによって、最初に申しあげましたように、新たな手口に対する対応が図られるのではないかとということが指摘されております。

続きまして、12ページをお開きいただきたいと思います。もう一つの柱としましては、法令によって、事業者に対して書面の交付や広告表示の義務づけがされているものがたくさんあるわけですが、法令そのものによって東京都知事に権限が委任されている場合であれば、その法令の権限行使をすることによって悪質な事業者に対する対応は可能で

すけれども、そうではないものもあるわけです。この点につきましては、東京都知事には、事業者が行っている不適正な表示や情報提供についての規制の権限がないという現状があります。

確かに、本来は法律でやるべきものだという議論もありますけれども、やはり機動的に、地域に根ざして迅速な対応を図るためには、地方自治体の役割が非常に大きくなっており、この点に関してもきちんとした対応がとれるためには、新たに条例の中に、法令によって情報提供等が義務づけられている場合については、これを行わないことを不適正取引として規定して、知事が権限行使ができるようにしていく必要があるのではないかとということが述べられております。具体的には、書面交付義務の違反ということで、不備書面の交付、虚偽記載も含めて、これに対する義務づけがされているものについて、同様に不適正取引行為に取り込んでいきます。

それから、表示事項の義務づけがされているものについても同様の規定を設けていくということです。それから、通信手段を使って、本来、契約の申込みとは思えないような表示で契約に引き込む、誤認惹起と言えるような行為についても、同様に不適正取引行為に入れていくべきではないかということが記載されております。

15ページに移っていただきたいと思います。特に高齢者などの弱者を中心に、意に反するといいますが、消費者の意向を尊重しない取引が多くなっています。その中には、消費者の、事業者に対する対応能力が落ちているところを逆に利用して契約につなげていくということもあります。その中の一つの典型例として、ここでは「押売行為」という言葉で表現させていただいておりますけれども、承諾がないまま商品の設置などの既成事実を積み重ねていって、断りづらくして契約をさせる。こういう類型が消費生活相談の中で多数上がってきておりますので、これに対する対応を図るためにも、「押売行為」という形で新たに不適正行為の中に取り込んでいく必要があると述べられております。

16ページに、「次々販売への対応」が書かれております。次々販売につきましては、確かに被害が深刻で、件数も多いということがあります。消費者団体、消費者側のご意見の中にも、次々販売に対する明白な規定を置いて、これに対する規制を強化すべきであるというご意見がたくさん寄せられていることも事実であります。しかし、次々販売の具体的な被害の実態や業者の行為を検討していきますと、一つの行為類型として切り取ってきて、これに対する違反という形で捉えることが難しいという現実があります。

しかし、それでは、次々販売に対して規制がかけられないのかということが問題になる

わけでありませんが、次々販売において通常行われているような不適正な行為をきちんと捉えて分析、整理していきまると、従前、条例の中で規定されているさまざまな違反行為に該当するということがありますので、新たな行為類型を立てて、その行為類型の範囲といえますか、禁止されている行為が不明確になることによって、結果的に使い勝手の悪いものができてしまうよりは、今ある不適正行為の類型に該当するということを積極的に明示し、それを積極的に活用していくことによって、次々販売の行為については十分規制対応ができるのではないかと部会では審議しまして、そのようなまとめになっているわけであります。

17ページにお移りいただきたいと思います。今のようなことで、不適正取引行為の新しい要件を追加したり、内容の整理をしたりということ踏まえた上で、さらに事業者に対して規制の強化が必要なのではないかということが、17ページ以下にうたわれております。結論を申し上げますと、まず、一定の不適正取引行為の中には、事業者側に立証責任を負わせるべきものがあるのではないかと。特に、商品や役務の効能、効果を示す事項などにつきましては、本来、それを世の中に対して流通させていく、もしくは、それを消費者に対して販売していくという場面では、その点に関する合理的な根拠やさまざまなデータを事業者が所持し、それを踏まえて勧誘行為等を行っていくわけですので、その合理的な裏付けを持っているからこそ販売ができると。むしろ、それを積極的に提示を求めていくことによって立証する責任を負わせるべきではないかと、そういう観点で議論が展開されております。

したがって、この点に関する立証責任の転換を図るべきではないかということですが、対象となる事項につきましては、既に法令の中で、特に特定商取引法とか景表法等にいろいろな規定がありますけれども、やはり客観的に立証責任を転換することの合理性があって、かつ必要性がある事項に前提する必要があるのではないかと。誤信を招く情報の提供に関し、商品の種類・効能、サービスの種類・効能に関する事項について立証責任の転換を図っていく。具体的には、合理的資料の提出を求め、その提出がない場合には違反事実があったと看做すという規定の必要があるのではないかと。指摘されております。

19ページですけれども、現行条例では、不適正取引行為に関する調査を実施して、その調査の結果について、消費者被害の発生と拡大の防止のために東京都知事はこの情報を公開することができる、提供することができるという規定がありますけれども、この規定が、

いわゆる不適正取引に対する制裁としての意味があるのか、それとも、もう少し広い意味での、情報提供としての位置づけなのかについて、条例の解釈及び運用上の疑義もあったということもありますので、この点を明白にする必要があるだろうということが指摘されております。

具体的には、情報提供を必要とする違反事案を対象として、被害の拡大の防止と注意喚起の必要性等から緊急の措置として行う制度であることを条例上明白にする必要があるということが述べられております。

20ページに移りたいと思います。不適正取引行為に対する違反行為に対する実効性を担保するために、件数の拡大、手口の悪質化を踏まえると、行政処分としての業務停止命令の導入、刑事罰の制裁の導入を検討していく必要があるだろうということが結論として述べられております。

この点につきまして、中間報告では、21ページの真ん中辺ですけれども、違反行為者に対する刑事罰の導入の検討が必要であるというくだりになっておりましたけれども、都民意見の中には、そういう制裁を加える場合に、行為者そのものではなくて、その行為者が属している法人等についても両罰規定を設ける必要があるのではないかというご意見がありまして、これにつきまして部会で審議いたしました。やはり罰則を設けていくということであれば、両罰規定についても同様に検討する必要があるのではないかということで意見がまとまりましたので、21ページの「違法利益の吐き出し」の前の部分、「また、」以下で、「また、罰則の新設に際しては、特定商取引法に規定のある両罰規定についても検討する必要がある。」という一文を追加しました。

21ページの「違法利益の吐き出し」ですけれども、この点については、中間報告との変更はありません。やはり条例プロパーでできる問題ではないので、国の政策として実現を図っていくために、将来の課題として検討しておく必要があるのではないかということが述べられております。

以上が条例の本体の改正にかかわる答申の中身でございます。

続きまして、23ページをお開きいただきたいと思います。第2章のところは、東京都の不適正取引事業の進め方に関する観点での事業者規制強化としての取組みが記載されております。

その1ですけれども、基本的な対応の転換として、従前は、事業者に対する指導をして是正をしてもらうという、いわゆるソフト的な対応をとってきたわけですけれども、それ

では事業者規制の強化としては不十分なケースが多々見られるということもありますので、まず基本的な方針として、指導中心から処分重視を図っていくことが必要ではないかということがまとめられております。

その点に関して、規制の手法を見直し、それを再構築する必要があるということが23ページの後半に書かれております。従前、事業者規制に対するあり方については、計画を立て、網羅的な対応をとってきたというこれまでの経過がありまして、それをやめてしまうわけではありませんが、もう少し具体的な被害の発生やトラブルの実情を踏まえ、それに対して機動的といいますか、直接的といいますか、そういう対応にシフトしていく必要があるのではないかということが、23ページの一番下のところで指摘されております。

そのような業務を遂行する上では、やはり警察との連携が大切であるということが指摘できるわけでありまして、24ページの一番上の(3)ですけれども、警察の捜査のノウハウを生かした処分等の実施なども必要ではないかということもありますし、警視庁との併任職員の増員も不可欠であるということが指摘されております。

続きまして、24ページの2のところです。やはり悪質事業者に対する事業者規制を強化していくためには、事業者の動向を把握し、被害の内容、実態をきちんと把握していくことが必要です。東京都の場合には、消費生活センターを通じ、その収集に当たっているわけですけれども、それでは不十分であって、その他の情報収集ルートの拡大・多様化も検討していく必要がある。特に「被害の掘り起こし」という観点で、被害救済に直接結びつけるような、もしくは、被害の予防に直接結びつけられるような活動が必要になってくるのではないかということが指摘されております。

ただし、それだけでは不十分でありまして、25ページをお開きいただいて一番上の部分ですけれども、都民意見の中で、東京都の事業としては、被害の情報を収集するというだけでなく、もう少し積極的に消費者に対して、被害に遭わない力や、被害に遭ったときの取組みが消費者自身で持てるように、いわゆる教育、啓発、消費者に対する情報提供等の活動も重要なのではないかというご指摘がありましたので、25ページの一番上の「また、」以下の段落を新たに中間報告の後につけ加えさせていただいております。

それから、25ページの(2)ですけれども、今、申し上げましたように情報の収集や被害情報の入手その他に関して、都内の消費生活センター相互間、民間相談機関との連携が必要ですので、ITを活用して、その情報の交換その他がスムーズにできる仕組みが必要であるということが指摘されております。具体的には、相談に当たる窓口の担当者がアクセ

スできるようなサイトを立ち上げて、そこで情報の入手や意見交換ができるようにしようということが想定されております。

続きまして、25ページの3ですけれども、集めた情報を前提に適切な事業活動を行っていくためには、やはり機動的な、処分を前提にした調査が必要になってきますので、それについて実施する必要があると。これにつきましては、先ほどから指摘されておりますけれども、警察の犯罪捜査のノウハウなどを活用した対応が必要であるということになります。従前の事業者調査のやり方としては、都のほうから照会を出したり、説明を求めたりということもありますけれども、むしろ、もう少し積極的にこちらから出かけて行って調査を行うという姿勢の転換が必要なのではないかということが、25ページの3の(1)の趣旨としてご理解いただければと思います。

次に、そのような事業に携わる人材の育成も大切であるということが、25ページの3の(2)で指摘されております。この点に関しては、専門的な研修等を適時開催して能力の向上を図ることが必要ではないかということが指摘されております。

最後になりますけれども、関係機関との連携強化を図ることによって、さまざまな被害の予防や救済、事業者規制の強化が図られるのではないかとあります。具体的には、26ページの4の(1)に指摘されておりますけれども、消費者行政のウィングを少し拡大しまして、福祉部門との連携であるとか、民間事業者との連携を考えていく必要があると。特に、地域で活動を行っているNPOなどとの情報交換や協議の場を設置することで、今申し上げましたようなネットワークを広げ、そのネットワークでの対応を密にしていく、そういう努力が必要なのではないかという趣旨でまとめられております。

最後に、26ページが一番下の部分ですけれども、中間報告後の部会の審議、都民意見の中にも触れられている部分もありますけれども、今年の6月に消費者契約法が改正されて、消費者団体訴訟制度が新たに導入されることになりました。施行は来年になっておりますけれども、「適格消費者団体」と言われているのは差止請求権が行使できる団体のことで、ここの連携を図ることによって、いわゆる悪質事業者等に対する規制強化が図られることもありますので、その連携強化についての施策、東京都としての取組みも検討する必要があるのではないかとのご意見が出されました。

この点につきましては、既にご案内のとおり、第18次の当審議会において、消費者団体等との間における連携についての答申が既に出されております。この団体訴訟制度ができたことを踏まえた答申ではありませんけれども、その中には、団体訴訟制度をにらんで、

具体的な連携強化のあり方についても結論がある程度まとめられておりますので、その内容を積極的に実現していくことによって、今般の消費者契約法の改正による消費者団体訴訟制度を活用する規制強化に対する施策も実現できるのではないかとということが考えられたわけですので、部会審議を踏まえまして、26ページの最後のなお書きの部分を少し修正させていただきます。

具体的には、第18次の答申において、適格消費者団体との連携についても提言しているところであるので、この連携のあり方について、引き続き、18次答申も踏まえて検討していく必要があるという趣旨を述べさせていただきます。

最後の「国や近隣自治体等との広域連携の強化」につきましては、中間報告と内容は変わっておりませんので、再度お読みいただければと考えております。

時間の関係もありますので、以上をもって答申案のご説明とさせていただきます。ありがとうございます。

松本会長 大変丁寧なご説明をありがとうございました。

それでは、事務局から若干の補足説明をお願いいたします。

齋藤会長代理 私からもう一つご説明しなければいけないことを失念しておりました。恐縮です。追加してご説明させていただきますと思います。

この答申案をまとめる際の最後の部会において、答申案の中身についての案は部会で議論させていただいて確定しました。その中で、特に今回の答申案の中でご提言申し上げている刑事罰の導入につきまして、部会委員の中から、特に細かい検討をしてこられた経験をお持ちの池本委員や亀井専門員から、刑事罰を導入するについては、きちんと条項の立て方、罰則との均衡、現行の条例が定めている不適正取引行為の類型との関連等について、かなり法律的な観点からも難しい問題があると。せっかく導入しても、これが活用できない、具体的に申し上げますと、例えば、規定が漠然としていて刑事罰の規定としては不十分であるから、法律に反するとか、憲法上の原則からいってもこれは認められないということが裁判所で宣言されるような事態になってしまうと、せっかく導入しても使えないものになってしまう可能性もある。やはりそこはきちんと議論する必要があるのではないかと。というご意見も出されました。かといって、だからこれを消極的に捉えるということは、むしろ間違いであって、方向としては導入をするということを部会意見としてはっきりさせた上で、具体的な刑事罰の導入の仕方、中身については、さらにもう少し専門的な見地からの検討も含めて必要ではないかというご意見が出されました。

それを踏まえまして、具体的な対応をどうするかにつきまして、東京都の事務局でもご検討されている案があるということですので、その点についてのご報告もちょうだいしました。部会において、委員の中から出された意見を踏まえて、やはり専門的な立場の方々を委員として検討をさらに継続していき、そこで得られた成案に基づいて、刑罰規定についての条例改正の実現を図っていく方向を考えていらっしゃるというご報告がありましたので、部会のほうでは、それを積極的に進めていただきたいという意向だということが意見として出されております。

その具体的な中身につきましては、事務局がもう少し詳しいご検討内容をお持ちだと伺っておりますので、それは事務局から補足してご説明いただければと考えております。

失礼いたしました。ちょっと失念しておりました。つけ加えさせていただきます。

松本会長 ということですので、ただいまの点につきまして、事務局から補足説明をお願いいたします。

消費生活部長 今、会長代理から、先般の10月3日の最終部会における議論において、特に罰則の導入についていろいろご指摘をいただいた部分のご説明をいただきました。私どもといたしましては、確かに、部会でのいろいろなご議論、ご指摘のとおり、行政罰の導入、特に行政刑罰の導入においては、立法技術的にかなり検討を詳細に行わなければいけないのではないかという認識に立っております。そうしたことで、いずれにしましても、今後検討せよという答申にもございますようなご提案をいただいているわけですので、専門家によります検討会を設置していこうと考えております。

その検討会のメンバーですが、民法、消費者法、行政法、刑法等の学者の方々、それから、弁護士といった実務家の方々、5～6人程度のメンバーで立ち上げたいと考えております。できるだけ早期に検討会を設置しまして検討を開始したいということで、現在、人選も含めて準備を進めているところでございます。

以上でございます。

松本会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの齋藤部会長のご説明、事務局からの補足説明につきまして、どうぞ、ご意見、ご質問等がございましたらお出してください。

大山委員 本当に、部会の皆さんには大変なご苦勞で、心から敬意を表したいと思いません。

消費者行政のパブリックコメントをまとめたものが載っていますけれども、例えば、予

算と職員の増員を求める声が多いですね。東京都がコメントをつけてありまして、答申内容を確実に実施できる体制を都において引き続き確保する必要があると35ページには書いてありますけれども、これは本当に重要なことだと思います。答申を出して、それを実行できる職員体制、予算は欠かすことができないですし、25ページで、新しく3行入った、消費者に力をつけていくという点も非常に重要だと思っております。

ところが、比較してみますと、決算の数字で見ると、平成14年度と16年度では、生活文化局のものが約2億円も減額になっております。職員定数はどうかと思ったら、平成14年度と今年度を比較しますと、消費生活部が61人から49人に減っていて、消費生活総合センターは61人から今年度は44人になってしまっています。ですから、消費生活総合センターといえば消費者行政の最先端のところ、平成14年度から今年度までに17人も減っている。3年間で17人ですから、約3割の職員定数が減ってしまったということですから、これは、パブリックコメントでもかなり出ているように、消費者団体の皆さんが心配するのは当然だと思っております。

パブリックコメントで職員の増員を求める声が多くなる、そして、答申を実際にできる予算と人員増をとということと、熟達した職員が養成できるような体制をきちんととることが、生活文化局としても、東京都としても求められていることだと思います。

それから、適格消費者団体との連携のあり方について、引き続き検討する必要があるということが26ページに挿入されましたけれども、歓迎です。パブリックコメントでも、適格消費者団体との連携に関する意見が多いですし、私も、消費者行政だからこそ消費者団体との連携は重要だと思いますし、今回の答申の、規制と消費者に力をつける、消費者行政をより充実する、この両方が両輪のように進んでいってより充実できると思っております。ですから、適格消費者団体への情報提供などは、条例の改定なども含めて、きちんとしっかりと位置づけていただきたいと思います。

もう一つ、パブリックコメントについてです。答申が出されれば、これでそのままインターネットでも公開ということになると思いますけれども、ここでの審議と、都議会でも審議する場がありまして、報告と質疑ができますので、そのときに、パブリックコメントをせっかく、締切りになっているけど、なかなか出してもらえないということでは。都民の皆さんからのパブリックコメントは重要だと思いますし、なるべく早く公開できるような態勢を考えていただければと思います。

意見です。

松本会長 ありがとうございます。処分重視、あるいは、消費者に力をつける行政という定義がされているけど、それを実施する人的な体制は大丈夫なのかというご意見、ご質問だと思います。

事務局から、その辺についてご説明願えますか。

消費生活部長 今、大山委員からのご要望等もございましたけれども、まず、予算面、人の面ですが、確かに、私どもは、今回の審議会のご審議、ご提言を実現するために努力していかなければいけないということで、当然のことながら、必要なところには必要な人、予算を措置するという考えで臨んでいきたいと思っております。

ただ、今、額が全体として減っている、あるいは、人員についてもいろいろご指摘がございましたが、額について見ますと、例えば、設備資金などに利子補助をするとか、いろいろな団体の運営資金などについての貸付けをするとか、そういった実績に基づいて予算を手当てしなければいけないものについての変動などによって、全体としては、金額的には、予算面では減っておりますけれども、例えば「出前講座」であるとか、あるいは、「高齢者被害110番」というものを新設しておりますけれども、必要なところにはきちんと予算の手当てをさせていただいております。人の面では、特に高齢者に対する悪質な手口による消費者被害、これに対応するために、この間も、消費生活総合センターのほうの相談員につきましては、24名から34名に増員するというような措置も講じてきております。必要なところには十分に措置して対応していきたいと考えております。

それから、パブリックコメントにつきましては、先般も常任委員会のほうにもご報告を申し上げまして、内容についても資料としてご提出させていただいております。また、当然のことながら、これから、答申をいただきました後は、この答申については、都民の方々にもご報告申し上げることになりますので、その点についてはきちんと対応させていただきたいと考えております。

もう1点の適格消費者団体との連携についてでございますけれども、これも、情報提供等、連携のあり方につきましては、これから出てまいります内閣府令による新制度の具体的な内容も踏まえまして、これは今回いただきました答申の26ページ以下にも記載していただいておりますが、引き続き検討していきたいと考えております。

以上でございます。

松本会長 ほかにご意見、ご質問ございませんか。

丸山委員 案の内容については、全く異論がありません。

一つだけ確認させていただきたいのですけれども、あるいは、前回出られなかったので既に議論がなされた点かもしれませんが、8ページの「適合性原則の導入」のところです。不適合型契約のときに、消費者の知識、経験、財産状況に照らして不相当と認められる勧誘、契約をしてはいけないという類型を立てているという点には全く異論はないのですけれども、例えば、消費者のほうで、自分の財産状況や経験等を、事業者のほうに、個人情報だから開示したくないなどと言った場合には、事業者としては契約から手を引くというところまで求められているのでしょうか。しかし、情報を収集しようとしてできなかった場合については、事業者は責任を問われないのか。その辺は何か具体的に議論があったのであれば教えていただきたいと思います。

齋藤会長代理 この規定は、やはり事業者の側が、「消費者の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる契約の締結を勧誘し」ですから、前提として、少なくとも、こういう事情であるということ認識しているにもかかわらず不適切と認められる契約を勧誘することは、やはり違反行為として捉えられます。ですから、消費者がその点について、情報といいますか、自己の事実関係を開示しないといった場合に、そこから先はどうなるか。そういう場合には勧誘禁止にわたるというところまでは、この規定から読むことは無理であろうということになると思います。その点を明示して部会、小部会で議論したわけではありませんが、この規定を設ける際の議論のやりとりの趣旨としては、今、私が申し上げた点にとどまると言わざるを得ないだろうと思っております。

ですから、最終的には、この「知識、経験及び財産の状況等」について、事業者側はどの程度の認識、理解を持っているかということによって、この規定の違反と認定できるかどうか切り分けられるのではないかと考えています。

松本会長 ほかにございませんか。

もし、ございませんようでしたら、ただいまの、特に大山委員のご指摘等につきまして、都として積極的に進めていただくということを審議会として要望することにいたしまして、答申内容につきましては、部会で作成していただきました原案どおり決定・承認ということにさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」、「異議なし」の声あり)

松本会長 ありがとうございました。

それでは、これから答申書を副知事にお渡ししたいと思います。

(答申書手交)

松本会長 委員の皆様のご協力によりまして、答申書をまとめ、ただいま副知事に提出することができました。どうもありがとうございました。

ここで、副知事からご挨拶をいただきたいと思います。

関谷副知事 東京都副知事の関谷でございます。よろしくお願い申し上げます。

ただいま会長から答申をちょうだいいたしました。一言ご挨拶をさせていただきます。

改めまして、消費生活対策審議会の委員の皆様には、大変お忙しい中、総会、部会、小部会のそれぞれにおきまして、精力的かつ集中的にご審議を重ねていただき、その成果を本日の答申にまとめていただきましたこと、誠にありがとうございました。ただいま、知事に成り代わりまして松本会長から答申をちょうだいすることができましたのも、会長をはじめ委員の皆様のご尽力の賜物と、この場をおかりいたしまして、深く感謝を申し上げます。

この間のご議論でもあったと思いますけれども、昨今は、テレビや新聞報道などにもありますように、高齢者だけの世帯や社会的に弱い立場に置かれている方々を狙ったかなり悪質な不適正取引が横行しております。この春の諮問の際にも申し上げましたが、こうした悪質事業者に対しては、一層厳正に対処する必要があると考えております。

先に部会の中間報告でお示しいただきました悪質事業者に対する規制強化の基本的方向性につきましては、先般の都議会第3回定例会にご報告を申し上げまして、議会からも幅広いご支持をいただいたところでございます。

今後は、このたびの貴重なご提言を実現するべく、東京都消費生活条例の改正を都議会に提案するための準備を急ぎたいと思います。また、先ほどご議論がございました行政罰の導入に向けた専門家による検討の場も早期に設置いたしまして、悪質事業者の規制強化策に全力で取り組んでまいり所存でございます。引き続き皆様のお力添えを賜りたく、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますけれども、皆様のますますのご健勝とご活躍を心からお祈り申し上げまして、簡単ではございますが、私のお礼を兼ねた挨拶とさせていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

松本会長 どうもありがとうございました。

関谷副知事は公務多忙のため、ここで退席されます。

関谷副知事 では、失礼いたします。

( 関谷副知事退室 )

松本会長 さて、本日は、都からの報告事項が1件予定されております。「高齢者の消費者被害防止対策強化について」、事務局からご説明をお願いいたします。

企画調整課長 それでは、私から、資料3に基づきまして、「高齢者の消費者被害防止対策強化」につきましてご説明させていただきたいと思っております。

お手元のA3の資料3をご覧くださいながら、ご説明をさせていただきたいと思っております。まず左側ですけれども、答申の中でも書かれておりましたように、最近の高齢者の消費者被害の増加、高齢の被害者の方々は大変な事になったことになかなか気づかなかつたり、被害に遭ったことを恥ずかしく思って相談をためらうケースも多くなっております。

そのような背景がありましたので、本年の4月から、飯田橋にあります消費生活総合センターに「高齢者被害110番」という相談窓口を設置いたしました。それと、後ほどまた説明をさせていただきますけれども、高齢者の周りの方々の通報などを受け付ける「高齢消費者見守りホットライン」もあわせて4月1日に設置したところでございます。

この利用状況ですが、下の「高齢者被害の現状」のところを見ていただきますと、4月から7月末まで現在の実績として、相談件数が両方あわせて2,064件ございました。そのうち高齢者の相談件数について見ますと、平成15年度と比較して、同時期で2.2倍、前年度と比べても1.3倍ということで、全体の総数が増えていることがはっきりしております。それから、さらにその下に書いてありますけれども、80歳以上の相談が増えているのが特徴でございます。

具体的に相談内容の特徴を見てみますと、ここに書いてありますけれども、やはり自宅にいらっしゃる高齢者がターゲットになっているということ、それから、電話勧誘販売などがありますけれども、利殖商法、未公開株、先物取引などの投資に関するトラブルがほとんどでありまして、高齢者の財産が狙われているというのが大きな特徴になっております。また、もう一つ特徴として挙げますと、3に書いてありますけれども、高齢者自身の相談だけではなくて、その高齢者の家族の方、あるいは、ケアマネージャーの方、すなわち第三者からの相談が増えておりまして、この傾向は年代が上がるほど高くなっております。

このような数字は、答申の中でもご指摘いただいておりますけれども、高齢者の被害を防ぐためには、社会的な見守りあるいは監視機能を向上させていくことが今後一層重要となっているというご指摘がありまして、そういうものを数字的に裏づけているという結果

になっております。

さらに答申に書かれておりますけれども、消費者部門との連携、介護事業者など民間事業者との連携など、関係機関や関係者による密接なネットワークの構築を進めるべきだというご指摘もありますし、そのためにはガイドラインの作成も必要だというご指摘を受けました。私どもといたしましても、こういう議論を受けまして、真ん中に書いてありますけれども、「高齢者の消費者被害防止対策検討委員会の設置」というものを進めたところでございます。

この検討委員会に当たりましては、右上に、「東京都」、「区市町村」、「介護事業者等」と書いてありますけれども、こういう民間の方々といろいろと情報交換をする、あるいは、いろいろと議論しながら対処していきたいと思っております。その一つの大きな目的としましては、答申に書かれていますように、ガイドラインの策定を目指していきたいと思っております。

ガイドラインの策定は、区市町村によって、介護事業者の意識、あるいは、住民の方々の意識の差がありますので、基本的には地域の方々に考えていかなければならないわけですが、どのように連携していくのかについては、おおよその目安となるようなガイドラインを、私ども東京都が中心になりまして、関係者の皆様方といろいろ協議しながら定めていきたいと考えております。

この会議につきましては、9月に第1回目を開きまして、今後、実際の実務の検討をいたしますが、検討部会を5回ほど開きまして、来年2月までにはおおよそのガイドラインをつくっていききたいと思っております。このガイドラインをつくった後につきましては、各区市町村さんにこのガイドラインを普及していきたいと思っておりますけれども、各区市町村で検討していただくとまたいろいろ問題が出てくると思っておりますので、そういう問題が出てきた場合には、またこの検討会に上げていただいて、このガイドラインをよりよいものにしていききたいと考えているところでございます。

資料3の説明は以上でございます。

松本会長 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして、ご質問、ご意見がございましたら、どうぞお出してください。

齋藤会長代理 高齢者のほうはよくわかったのですが、今回の答申の中にもありましたように、ほかに、例えば、心身に障害がある方、社会的弱者の典型と言われているかも

しれませんけれども、そういう方々に対する消費者被害の防止について、何か具体的な取組み等として、今、資料3でご説明いただいたような枠組みはおつくりになっていらっしゃいますか。

消費生活部長 私どものほうは、中間報告をいただいた時点で、とにかくできることから取り組もうという姿勢で臨んでおります。今のご指摘の点も確かに必要なところがございますので、答申いただいたものの内容をよく検討させていただきまして、必要な取組みを講じてまいりたいと思っております。

ただ、具体的には、消費生活総合センターでもいろいろな相談を受けたりしておりますので、そうしたものの分析も現在しているところで、そうしたものも生かしながらいろいろな仕組みなども考えていきたいと思っております。

齋藤会長代理 ぜひお願いしたいと思います。

私、自分の反省も含めて、一つだけ、意見として申し上げたいと思えます。

日ごろ実感が湧かないので理解が不十分だったと反省しているのですが、視覚障害者や聴覚障害者の場合には、消費者被害の防止のためには、情報を伝えるための工夫や努力が一層必要だと思えます。

例えば、この啓蒙・啓発のツールについても、確かに、これまでの消費生活総合センターの資料室にあることは知っていますが、例えば聴覚障害者向けの啓発のツールをきちんと充実させるとか、視覚障害者に対するそういうツールを充実させるとか。それだけではなくて、こういうテンポラリーといいますか、緊急性が高いというか、そういう情報をそういう方々に対して直接伝わるような工夫をもう少しやらないと、被害が拡大してどうしようもなくなってから顕在化して、ようやく都民一般に広く認識されるようになるということもあります。

また、一般の健常な方であれば認識できることが、そういう方々の場合には、わからないで、全然気がつかない。例えば、テレビのニュースで流しても、音が聞こえないと、目に入らない限りはわからないとか、目が見えない方の場合には音でしか入らないということもあるので、その辺も少しご検討いただいて、やはり高齢者と同様の対応をとっていく必要があるのではないかということ、この一、二カ月の間に、たまたま自分がかかわったことで、反省も含めて実感いたしましたので、ぜひご検討していただければと思います。

鴨木委員 先生のご意見で、経験したことですが、例えば、相談室のところに、聴覚障害者が参りますと、相談員も手話ができるわけではありませんので、三鷹の場合、市のほ

うに連絡をして、至急、そこにいる手話ができる方を呼んで、それから事情を聞くというシステムになっています。

それで、これからガイドラインを策定する中で、今、先生からご指摘があったように、そういう障害者を対象にする悪質事業者が増えていますので、こうした手話ができる人をどんどん養成することと、手話ができる方たちにもそういう情報を提供することで、今、ヘルパーさんとか民生委員の皆さんが、センターに情報をくださることで非常に助かっておりますので、さらにそういう枠を広げることで、聴覚障害者をもっと助けることができるようなシステムが、先生のご提案にあるように確立できたらいいなと思ひまして、経験上、お話しさせていただきました。よろしくお願ひいたします。

消費生活部長 先ほど課長からご案内いたしました高齢者の消費者被害防止対策検討委員会の部会でも、これは高齢者についてでしたが、行政の側からもいろいろな情報が、テレビや新聞などいろいろなところを使って、確かに行政はよくやってくれていると。しかし、実際に本当に必要な方、今、鴨木委員からお話もございましたけれども、必要なところに届いているのかなど。この辺をやはりいろいろ工夫する必要があるのかなど。

実は、我々も、消費生活部門ということなので、ほかにもいろいろなところと連携して、いろいろなノウハウも得なければいけないところもありますので、今のご発言なども十分に参考にさせていただいて研究してみたいと思っております。

松本会長 ほかにございませんか。

特に、ただいまの高齢者の被害防止対策に限定しないで、東京都の消費者行政全般、あるいは、その他消費生活についてご意見、ご質問等がありましたら、ここでどうぞお出しください。

宮崎委員 一つお聞きしておきたいのですけれども、先ほどの答申を受けて、条例の改正ということについては時期的なめどをお持ちでしょうか。

消費生活部長 時期につきましては、私どもとしては、できる限り早く準備して提案したいと考えております。できれば、この12月の第4回定例会にご提案申し上げたいと考えております。

鴨木委員 要望ですが、よろしいでしょうか。

松本会長 はい、どうぞ。

鴨木委員 実は、改正された条例が、都民の方たちにPRできるような方法として、今、東京都が出しているいろいろな情報紙がありますけれども、特に、何がどう変わったかと

いう点の徹底を、例えば指導中心から厳しく処分する方向になったというように具体的に記述ができれば、被害情報の掘り起こしに通じますので、そして、すべての都民にその情報がとどきますことをお願いします。

宮崎委員 条例改正につきましては、きょう、一部の新聞で1面で報道されていました。全紙見ていませんが、その全体的な状況を把握していらっしゃるのであれば教えていただきたいと思います。

それから、新聞に限らず、テレビも含めた報道機関がどのように対応してくれるか。これからとても大事な要素ですけれども、報道機関全体に対しての、例えば中間報告の際にどうだったかということまでさかのぼって、ざっとで結構ですから、どのように報道されたかお教えいただければと思います。

消費生活部長 今回の宮崎委員のご質問は、私たちからどういうふうに情報提供したかということでしょうか。それとも、報道機関がどのような報道をしているかということでしょうか。

宮崎委員 要はそのことですがけれども、私自身が、報道をどうされたかということの全体を把握していないものですからね。事務局として、例えば中間報告でどのように報道がなされたか把握していらっしゃれば、教えてほしいということでございます。

消費生活部長 まず、私どものほうは、中間報告というのは部会の中間報告ということで総会のほうに報告があったということですがけれども、その時点でも重要な情報でございますし、当然、その後、パブリックコメントといいますか、都民の意見も承らなければいけませんから、広くプレスに情報提供いたしました。どのように報道されたか、今、手持ちがないのですが、業界紙を除くと一般紙では取り上げられなかったと記憶しております。

宮崎委員 それは中間報告ですね。

消費生活部長 中間報告でございます。

宮崎委員 それから、先ほど来、答申案についても、都のホームページで公開するというお話だったようにお聞きしましたけれども、それもなるべく早く公開すると。しかも、それは、この答申案の全体を、「はじめに」から全部アップされるつもりでしょうか。

消費生活部長 基本的には、今回いただいた答申をすべて、内容的に都民の皆様方に情報提供することを考えております。

宮崎委員 わかりました。

松本会長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

長田委員 実は私も昨日まで知らなかったのですが、東京都のほうで、大学生にネットオークションのチェックをしていただいているそうですね。それは、18次のこちらの答申を受けてそういう体制をおつくりになったというお話を伺いました。できれば、そういうお話が、きょうみたいなところでご報告があるといいなと思いました。

それから、そのように、いろいろな大学生や普通の都民が気がついたとき、例えば今回の調査についてネットに出ているところを拝見しますと、何日で何キロ痩せると書いてあるのはおかしいじゃないかとか、どういう根拠があるのかということや大学生たちがどんどん出しているわけですけど、そういうものを拝見していると、そういうものが気楽に集まってくる何かツールがあって、それが、被害が起きるずっと前から、気がついた人がパッと投稿できるようなところが、もしかしたら実はもうあるのかもしれないのですが、オープンにそれが広まると、これから、都民を巻き込んで消費者被害を予防していこう、防止していこうと動いていくのではないかと思います。

今回の答申案の中でも、「不招請勧誘の制限」のところは、仮に条例改正で書かれたとしても、誘われる側が知らない限り、なかなか有効に利用していけないと思いますので、それも含めて、都民全部で動きがつかれるようなところを、私どももぜひ努力していきたいと思ひますし、議会の先生方にもそういうところを理解していただいているいろいろな工夫をしていただきたいし、東京都もぜひ力を注いでいただきたいと思ひます。

松本会長 ただいまの大学生による調査の件につきまして、事務局から経過等についてご説明願えますか。

取引指導課長 それでは、18次答申を受けまして、今年度実施しております、大学との連携による表示調査について簡単にご説明します。

首都大と拓殖大の2つの大学と連携しまして、学生さんが総勢40人ぐらいですが、インターネットオークションを通じて、不当表示の疑いがあるものを我々のほうに提出していただくという事業を行っております。今後は、その内容を分析しながら、事業者に注意なり指導を行っていき、その結果については、12月ごろになると思ひますけれども、プレスに提供していきたいと考えております。

松本会長 ほかにご意見、ご質問はございませんか。

須古委員 今の意見に関連ですけれども、高齢者についても、何か調査といいですか、やはり、介護従事者とか、相談されたこと以外にはなかなか出てきていないと思ひます。私の周りでも、「振り込め詐欺でだまされたのよ」とケラケラと笑いながら、50万円とか

いう話をぼこぼこ聞く実態なぞ、本当に普通に起こっているのかなという感じのことがあります。高齢者に調査をすることは難しいとは思いますが、介護従事者を通じてとか、一般に健常者であれば、健常者に何かの形で調査をすることによって、調査することにより気づかされるとか、そんなことにも関連してくると思いますので、高齢者の調査についてご検討いただければと思います。既にされていたら、私が知らないだけだったということですが。

企画調整課長 その調査につきましては、今、手元にデータがございませんので正確なことは言えないのですが、前年度に介護事業者に対して調査をいたしました。その正確な内容はここでは言えないのですが、基本的に、何かおかしいなと気づいたと。でも、それをどうしたらいいかわからないという意見とか、目の当たりにしているという実態は、アンケート調査からはっきりいたしまして、そういう観点から、じゃ、何とかしなければいけないということで、事業を展開していこうという流れにつながってきているということでございます。

データがなくして正確なことが言えなくて恐縮ですが。

池山委員 消対審で我々もいろいろ議論をして、答申を出しまして、それが政策として具体的にどう実行されたかというご報告が、あるものもあるし、ないものもあるという感じがしています。答申で出されたものがすべて、その翌年に何から何までとは考えていませんけれども、やはり具体的に答申の中身がこういう形で施策として実効性を持ってこうされましたみたいなことは、やはり心して消対審にご報告いただけたらと思います。それを受けて、じゃ、私どもも具体的にどういうふうに関係してこの政策を広げると。長田さんがおっしゃったみたいな形になると思います。

特に今度は、今回の答申の罰則のところは、検討会をおつくりになって、12月の定例会にお出しになる覚悟だとおっしゃっていますので、そこら辺のところも、できたら、中途あたりで、こんな感じだよということのご報告をいただけると、それはそれで、私どもも、今度の19次で、特に部会長、小部会長の先生方、委員の皆様にご苦勞をいただいたと思いますので、そういうことは消対審のところでご報告いただけると、とてもいいのではないかと思います。

消費生活部長 今の池山委員からのご要望は、確かに、私どもも、今回、特に行政罰の導入について検討を急げということで、審議会のほうからもご要望をいただいておりますので、それに対する取組みをこれからするわけですが、今、具体的にどのように中身

が整理されてきているのか、この辺は節目節目でご報告しなければいけないだろうと考えております。

また、先ほども大学生との関係で、我々としても積極的に取り組んでいるということについて、審議会委員の先生が十分ご存じないということは、我々にとっても責任があるところですので、今度の19次の後期の審議会の持ち方にも関連があるかと思えます。できる限り、私どものそうした取組みについてもご報告できるような、そんなこともひとつテーマとして考えていきたいと思っております。

松本会長 審議会の答申がどの程度実現したかというのは、行政評価の一種ということと言えるかと思えますので、ぜひ、次回の総会あたりに、一覧してわかるようなものをお出しただければと思います。過去何回か分ぐらいで結構ですから、ぜひ一覧性があるものをおつくりください。

ほかにご意見ございませんか。

亀井専門員 2点、確認と質問があります。一つは、先ほどの池山委員のご発言で、罰則を4定に向けてというようなご理解と思えるご発言もありましたが、その点は、事務局はそういうご理解だということですか。あるいは、私の聞き違いかもしれませんが。

消費生活部長 罰則というのは、これは特に行政刑罰のほうはかなり難しいだろう、間に合わないだろうと考えております。ただ、現実到现在ある消費者被害は看過できないところがありますので、審議会のご提言にもありましたように、処分の導入を柱に急ぎたいと考えております。

亀井専門員 質問ですが、先ほどから伺っていると、例えば高齢者の被害とか、あるいは、障害者の話題も出ていましたが、個別の被害で、ある程度あるだろうと想像できるものについての個別の施策は打たれているように伺ったのですが、それ以外の未知の被害の吸い上げという仕組みを、何かお考えがあるとか、あるいは、何か動かしているものがあるということであれば教えていただきたいということと、なかなかそういうことが難しいとしても、何か手を打っていく必要があるとすれば、オリンピックとか、大学の鍵括弧付き改革とか、いろいろなことにお金と人を使っていないでこっちにくれと積極的に言っていく必要があるのではないかということも感じましたので、その辺の状態を教えていただければと思います。

消費生活部長 未知の被害の吸い上げについて、どんな取組み、考え方がるかというご質問だと思います。例えば、今回の高齢者の消費者被害防止の検討のところにもあるの

ですけれども、例えば、「高齢者被害110番」みたいな、ああいう専門の相談電話を設置することによって、かなり幅広く。先ほどもありましたけれども、今まで、周りで見ていて、介護事業者などが、あれはどんなのかなと気がついたことを、あそこに専用電話があるからということで、それを使って情報を上げてくださる。ある意味で、我々が今まで知らなかったことの掘り起こしにもつながっている部分があります。

ただ、全体として、どのようにしてその未知のものがということについては、確かに、我々もわからない部分が多いわけですから、そういったようなものを、ある意味では手さぐりしながら、いろいろ上がってくる情報を分析しながら、次にできることの手当てを講ずるのかなと思っております。

一般的にどうかということについてのお尋ねでは、その辺についての取組みはなかなか難しいとお答えせざるを得ないのかなと思っております。

亀井専門員 もちろん、わからないから未知で、いわゆる暗数であるということかと思いますが、暗数の掘り起こし方は、いろいろと社会調査のやり方などもあるので、もちろんやっていらっしゃると思いますが、いろいろと手段はあるかと思えます。

松本会長 従来だと、相談情報、メコニスのデータを分析してということがよく行われていたわけですけれども、相談に来ない段階の問題をいかに見つけだしてきて対策を考えるかということがこれからますます重要になってくると思えますから、そういう問題のセンサー機能をメコニス以外にも求めるということで、いろいろご検討いただきたいと思います。

ほかにございませんか。

ございませんようでしたら、これもちまして、本日予定されておりました審議は終了となります。

なお、第19次の本審議会は、平成20年5月まで任期があります。引き続き、委員の皆様にはご協力をよろしくお願い申し上げたいと思えます。

本日はどうもありがとうございました。

午前11時25分閉会